

直方市上水道本管工事入札参加者指名基準

（目 的）

第1条 直方市が発注する上水道本管工事の入札参加者（直方市建設工事請負業者の指名登録を受けている者）の指名について、透明性、公平性、競争性を確保するため、次のとおり指名基準を定める。

（業者の指名）

第2条 上水道本管工事を指名競争入札に付そうとするときは、別表第1に規定する業者等級格付け区分ごとに、当該工事の設計金額に対応する有資格者の中から指名する。

（業者の数）

第3条 業者の指名数は、別表第2に規定する等級区分ごとの数とする。

（業者の選考）

第4条 指名競争入札に参加する者を選考しようとするときは、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 当該工事施工についての技術的適性
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

2 直方市建設工事に係る建設業者の指名停止措置要綱により、現に指名停止の措置を受けている者は、選考から除外する。

3 業者の選考にあたっては、市内業者を選考する。

4 上水道本管工事の選考については、次のとおりとする。

- (1) 「Aランク」工事については、等級内業者のうち基準に適合する者の上位から順に選考し指名を行う。ただし、別表第2に規定する業者数に不足を生じる場合は「Bランク」の上位から順に選考し指名を行う。
- (2) 「Bランク」工事については、等級内業者のうち基準に適合する者の上位から順に選考し指名を行う。ただし、別表第2に規定する業者数に不足を生じる場合は「Aランク」の下位から順に選考し指名を行う。

（選考順位の調整）

第5条 前条の規定にかかわらず、手持ち工事1件のある業者については、公平な指名となるよう、当該工事の工事完了に係る検査調書が工事契約担当課に送致され、確認後受理されるまでは選考の対象としない。

（新規申請者の取扱）

第6条 市内業者で新規申請者は、原則として1年間は選考の対象としない。ただし、新規申請時に経営規模等評価結果通知書等の審査基準日を満たしている場合は、この限りではない。

（特段の事情）

第7条 前条までの規定によっても、なお指名基準に定める業者数に不足を生じる場合又は特段の事情があるときは、その都度指名選考委員会に諮り決定する。

附 則

この基準は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成26年10月1日から施行する。

- 附 則
- 1 この基準は、平成26年12月1日から施行する。
 - 2 第4条の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則
この基準は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1

等級格付け区分対応設計金額	
等級 \ 業種	上水道本管工事
A	3,000万円以上
B	3,000万円未満

別表第2

等級区分ごと業者指名数	
等級 \ 業種	上水道本管工事
A	4社以上
B	4社以上